



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*10	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
*11	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 2
*12	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 4
*13	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 6
*14	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 7
*15	勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 9
*16	職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 9
*17	職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則 10
*18	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 13
*19	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 17
*20	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 21
*21	和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 23

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第10号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第4（第13条の3関係）			別表第4（第13条の3関係）		
給料表	職員	加算割合	給料表	職員	加算割合
略	略		略	略	
一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員特例条例」という。）第7条第1項の	略		一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員特例条例」という。）第7条第1項の	略	

給料表	
略	

備考 略

給料表		
任期付職員 特例条例第 8条第1項 の給料表	1 部長又は 部長相当職 の職にある 職員	100分の20
	2 次長又は 次長相当職 の職にある 職員	
	課長又は課長 相当職の職に ある職員	100分の15
	課長補佐又は 課長補佐相当 職の職にある 職員	100分の10 (人 事委員会が特に 必要と認める職 員にあっては10 0分の15)
	係長又は係長 相当職の職に ある職員	100分の5 (人 事委員会が特に 必要と認める職 員にあっては10 0分の10)
略		

備考 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「条例」という。）第7条第4項及び第11条の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定業務等短時間勤務職員の給料月額の端数計算)</p> <p>第4条 条例第8条に規定する特定業務等短時間勤務職員について、同条の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「条例」という。）第7条第4項、第8条第1項及び第4項並びに第12条の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定業務等短時間勤務職員の給料月額の端数計算)</p> <p>第4条 条例第9条に規定する特定業務等短時間勤務職員について、同条の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>

(育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)
 第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)について、職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第24条(同条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例第7条第2項又は第3項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

第9条 略

(育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)
 第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)について、職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第24条(同条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例第7条第2項若しくは第3項又は第8条第3項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

第9条 略

(特定業務等従事任期付職員の給料表の適用範囲)

第10条 次の表の左欄に掲げる給料表を適用する特定業務等従事任期付職員(条例第8条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)の同項の規定に基づく給料表の適用範囲は、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表を適用する職員の範囲の例による。

特定業務等従事任期付職員研究職給料表	研究職給料表
特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)	医療職給料表(1)
特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)	医療職給料表(2)
特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)	医療職給料表(3)

(特定業務等従事任期付職員の給料の調整額)

第11条 次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の条例第8条第4項の規定に基づく調整額については、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の例による。

特定業務等従事任期付職員行政職給料表	行政職給料表
特定業務等従事任期付職員研究職給料表	研究職給料表
特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)	医療職給料表(1)
特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)	医療職給料表(2)
特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)	医療職給料表(3)

(特定業務等従事任期付職員の給料月額の決定の特例)

第12条 条例別表第1備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給規則第2条第10号に規定するI種又は同条第11号に規定するII種の試験の結果に基づき採用された職員

第10条 略

第13条 略

とし、I種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は188,700円、II種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は168,900円とする。

2 条例別表第2備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給規則第2条第11号に規定するII種の試験の結果に基づき採用された職員とする。

3 条例別表第3イ備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、大学6卒の学歴免許等の資格を有する職員とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(目的) 第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第12条 略</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第12条 略</p> <p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料表の適用範囲) 第13条 次条の表の左欄に掲げる給料表を適用する職員の条例第26条第1項の規定に基づく給料表の適用範囲は、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表を適用する職員の範囲の例による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表</td> <td style="text-align: center;">研究職給料表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)</td> <td style="text-align: center;">医療職給料表(1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)</td> <td style="text-align: center;">医療職給料表(2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)</td> <td style="text-align: center;">医療職給料表(3)</td> </tr> </table>	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表	研究職給料表	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)	医療職給料表(1)	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)	医療職給料表(2)	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)	医療職給料表(3)
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表	研究職給料表								
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)	医療職給料表(1)								
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)	医療職給料表(2)								
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)	医療職給料表(3)								
<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の端数計算) 第13条 条例第26条の規定に基づく給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>	<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の端数計算) 第14条 次条の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の条例第26条第3項の規定に基づく給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>								

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の調整額)
 第15条 次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の条例第26条第4項の規定に基づく給料の調整額については、同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の例による。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表	行政職給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表	研究職給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)	医療職給料表(1)
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)	医療職給料表(2)
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)	医療職給料表(3)
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)	教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の高等学校等教育職員給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表	中学校教育職員給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表	警察官給料表

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例)
 第16条 条例別表第1備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「職員の初任給規則」という。)第2条第10号に規定するI種又は同条第11号に規定するII種の試験の結果に基づき採用された職員とし、I種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は188,700円、II種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は168,900円とする。
 2 条例別表第2備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給規則第2条第11号に規定するII種の試験の結果に基づき採用された職員とする。
 3 条例別表第3イ備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、大学6卒の学歴免許等の資格を有する職員とする。
 4 条例別表第4ア備考2の人事委員会規則で定めるものは、高等学校又は特別支援学校の教諭又は養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するもの及び高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は206,800円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は185,700円とする

(条例第31条第2号イの規則で定める非常勤職員)

第14条 条例第31条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第15条～第17条 略

5 条例別表第4イ備考2の人事委員会規則で定めるものは、中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職にある者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額が206,800円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は185,700円とし、同表イ備考3の人事委員会規則で定めるものは、教諭又は養護教諭の職にある者のうち、大学卒の学歴免許等の資格を有するものとする。

6 条例別表第5備考2の人事委員会規則で定めるものは、警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)第2条第10号に規定する警察官Aの試験の結果に基づき採用された警察官とする。

(条例第32条第2号イの規則で定める非常勤職員)

第17条 条例第32条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第18条～第20条 略

別記様式中「氏名 _____ ㊟」を「氏名 _____」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県人事委員会規則第13号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第15条の3 略 (子育て部分休暇) 第15条の4 子育て部分休暇の単位は、30分とする。 2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。	第15条の3 略

(病気休暇及び特別休暇の承認)
第16条 条例第18条の人事委員会規則で定める特別休暇は、第14条第1項第9号の休暇とする。

第19条 略

(子育て部分休暇の承認)
第19条の2 任命権者は、子育て部分休暇の請求について、条例第17条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある時間については、この限りでない。

第23条 略

(子育て部分休暇の請求)
第23条の2 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその期日及び期間並びに養育に係る子の氏名及び生年月日を記載した書類をもって任命権者に請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)
第24条 第21条第1項、第22条第1項、第23条又は前条の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、第22条第1項の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間に含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。
2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇の請求書類等)
第25条 第20条及び第21条第3項の休暇の届出の書類並びに第21条第1項、第22条第1項、第23条及び第23条の2の休暇の請求の書類に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(病気休暇及び特別休暇の承認)
第16条 条例第17条の人事委員会規則で定める特別休暇は、第14条第1項第9号の休暇とする。

第19条 略

第23条 略

(休暇の承認の決定等)
第24条 第21条第1項、第22条第1項又は前条の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、第22条第1項の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間に含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。
2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇の請求書類等)
第25条 第20条及び第21条第3項の休暇の届出の書類並びに第21条第1項、第22条第1項及び第23条の休暇の請求の書類に関し必要な事項は、任命権者が定める。

別記第1号様式中「氏名」に改める。

㊦」を「氏名

別記第2号様式中「職・氏名」に改める。

㊦」を「職・氏名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県人事委員会規則第14号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬からの減額)</p> <p>第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第20条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の年次有給休暇及び有給の特別休暇の場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める勤務時間については、勤務時間条例第20条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が、1週間当たり15時間30分とする</p> <p>4 正規の勤務時間が週により異なる会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「勤務時間条例第20条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が、1週間当たり」とあるのは、「1週平均所定労働時間数（基準日を含む任期のうち、基準日以前6か月以内における正規の勤務時間の合計時間数を基準日以前6か月以内における在職期間の総日数で除して得た数に7日乗じて得た時間数をいう。以下同じ。）が」とする。</p> <p>5 条例の別表に規定する断続的な業務に従事する会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、第3項中「勤務時間条例第20条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」とあるのは「実作業時間」と、前項中「正規の勤務時間の合計時間数」とあるのは「実作業時間の合計時間数」とする。</p> <p>6 略</p> <p>7 条例第7条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、次の各号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。</p> <p>(1) <u>その退職し、又は死亡した日において第2項各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者</u></p> <p>(2) <u>その退職後基準日までの間において、条例又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の適用を受ける会計年度任用職員として在職するもの</u></p>	<p>(報酬からの減額)</p> <p>第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第19条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の年次有給休暇及び有給の特別休暇の場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める勤務時間については、勤務時間条例第19条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が、1週間当たり15時間30分とする</p> <p>4 正規の勤務時間が週により異なる会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「勤務時間条例第19条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が、1週間当たり」とあるのは、「1週平均所定労働時間数（基準日を含む任期のうち、基準日以前6か月以内における正規の勤務時間の合計時間数を基準日以前6か月以内における在職期間の総日数で除して得た数に7日乗じて得た時間数をいう。以下同じ。）が」とする。</p> <p>5 条例の別表に規定する断続的な業務に従事する会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、第3項中「勤務時間条例第19条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」とあるのは「実作業時間」と、前項中「正規の勤務時間の合計時間数」とあるのは「実作業時間の合計時間数」とする。</p> <p>6 略</p> <p>7 条例第7条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、次の各号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。</p> <p>(1) <u>基準日前1か月以内に退職した会計年度任用職員で、基準日に条例又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の適用を受ける会計年度任用職員として在職し、期末手当の支給を受けるもの</u></p> <p>(2) <u>基準日前1か月以内に退職した会計年度任用職員のうち、当該1か月以内において前号の会計年度任用職員として在職した期間がある会計年度任用職員で、基準日の直近の日における退職又は死亡の時に条例の適用を受ける以外の会計年度任用職員であったもの</u></p> <p>(3) <u>基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員で、その退職し、又は死</u></p>

8. 基準日前1か月以内において条例の適用を受ける会計年度任用職員としての退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

亡した時に第2項各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であったもの

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

勤奨手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤奨手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤奨手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務期間) 第4条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。第12号において「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業）をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した<u>期間</u></p> <p>(4)～(14) 略 (15) <u>育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間及び勤務時間条例第17条に規定する子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間を合算した期間が30日を超える場合において、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(16) 略 3～5 略</p>	<p>(勤務期間) 第4条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。第12号において「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業）をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合においてその勤務しなかった全期間</p> <p>(4)～(14) 略 (15) 略 3～5 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健 正

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給対象職員）</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「条例」という。）第19条の4第1項（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（支給対象職員）</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「条例」という。）第19条の4第1項（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第10条第2項及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第17号

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健 正

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の調整額に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">第1号区分</td> <td>(1)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 略</td> </tr> </table>	第1号区分	(1)～(4) 略		(5) 略	<p>別表（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">第1号区分</td> <td>(1)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) <u>平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) <u>平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち人事委員会の定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) 略</td> </tr> </table>	第1号区分	(1)～(4) 略		(5) <u>平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</u>		(6) <u>平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち人事委員会の定めるもの</u>		(7) 略
第1号区分	(1)～(4) 略												
	(5) 略												
第1号区分	(1)～(4) 略												
	(5) <u>平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</u>												
	(6) <u>平成18年4月以後の任期付職員条例第8条第1項の特定業務等従事任期付職員研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち人事委員会の定めるもの</u>												
	(7) 略												

第2号 区分	(1)～(4) 略 (5) 略	第2号 区分	(1)～(4) 略 (5) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員行政職給料表の適用 を受けていた者でその属する職務 の級が8級であったもの (6) 略
第3号 区分	(1)～(7) 略 (8) 略	第3号 区分	(1)～(7) 略 (8) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員行政職給料表の適用 を受けていた者でその属する職務 の級が7級であったもの (9) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員研究職給料表の適用 を受けていた者でその属する職務 の級が5級であったもの(第1号 区分の項第6号に掲げる者を除く 。) (10) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員医療職給料表(1)の適 用を受けていた者でその属する職 務の級が4級であったもの (11) 略
第4号 区分	(1)～(9) 略 (10) 略	第4号 区分	(1)～(9) 略 (10) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員行政職給料表の適用 を受けていた者でその属する職務 の級が6級であったもの (11) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員研究職給料表の適用 を受けていた者でその属する職務 の級が4級であったもの (12) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員医療職給料表(1)の適 用を受けていた者でその属する職 務の級が3級であったもの (13) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員医療職給料表(2)の適 用を受けていた者でその属する職 務の級が6級又は7級であったも の (14) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員医療職給料表(3)の適 用を受けていた者でその属する職 務の級が6級であったもの (15) 略
第5号 区分	(1)～(9) 略	第5号 区分	(1)～(9) 略 (10) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員行政職給料表の適用 を受けていた者でその属する職務 の級が5級であったもの (11) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員研究職給料表の適用 を受けていた者でその属する職務 の級が3級であったものうち人 事委員会の定めるもの

	(9) 略		務の級が1級であったもののうち 人事委員会の定めるもの (12) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員医療職給料表(2)の適 用を受けていた者でその属する職 務の級が3級又は4級であったも の (13) 平成18年4月以後の任期付職員 条例第8条第1項の特定業務等従 事任期付職員医療職給料表(3)の適 用を受けていた者でその属する職 務の級が3級であったもの (14) 略
略	略	略	略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第18号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表及びイの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事	共 通	※福祉主事 又は福祉技師 ※医療主事 又は医療技師								
	本 庁	※航海士 ※機関士 ※通信士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士 検査専門員	※船 長 ※機関長	総括課長補佐 政策審議員 改革推進員 監察査察員 調 査 員 検 査 員 主任航海士 主任機関士	※室 長 副 室 長 分 室 長 旅券事務長 総括審議員 総括監察査察員 総括検査員		知事室長 知事室次長 広域連携担当参事 行政改革担当参事 生活安全参事 食品安全参事 労働政策参事 情報政策担当参事 会計局長	危機管理監 監察査察監 理 事 技 監 会計管理者 国際担当参事 紀の国わかやま文化祭担当参事
地方機関	共 通					専門技術員 調 査 員	総括専門員			

振興局					出張所長 会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検査員 入札契約統括員	※所長 支所長 副参事 次長 支所次長			
東京事務所					所長代理 (5級に属する職務に限る。)	所長代理 (他の職務の級に定めのあるものを除く。) 企業誘致統括員			
県税事務所					県税窓口統括員	次長			
消防学校				※教務主任		副校長			
防災航空センター						次長			
文書館						次長			
環境衛生研究センター						次長			
南紀熊野ジオパークセンター						事務長			
消費生活センター					支所長	次長			
子ども・女性・障害者相談センター				室長		次長			
紀南児童相談所						次長 分室長			
仙溪学園						次長			
精神保健福祉センター					次長				
保健所						支所長 次長 支所次長			
高等看護学院					事務長代理	事務長	副学院長		
こころの医療センター						事務局次長	事務局長		
公営競技事務所						次長			
産業技術専門学院	※職業指導員					副学院長			

							副 所 長				
	工業技術センター										
	水産試験場	※航海士 ※機関士 ※通信士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士	※船 長 ※機 関 長	主任航海士 主任機関士					
	農林大学校				助 教	総務部長 農学部長 次 長 准 教授	所 長 副 校 長 教 授 林業研修部長				
	和歌山下津港湾事務所						次 長				
	土砂災害啓発センター					所 長					
県	議 会					調 査 員	総括調査員 秘書広報室長		事務局次長		
教育委員会	共 通				※指導主事 ※社会教育主事 ※教育相談主事	主任指導主事 主任社会教育主事 主任教育相談主事 ※専 門 員					
	本 庁	※体育指導員			※人事主事 ※政策推進員		室 長 教育企画員		教育企画監 局 長		
	地方機関	教育事務所				※人事主事		副 所 長			
		教育センター 一学びの丘					教育相談室長	副 所 長 教育企画員			
		図 書 館	※司 書		副主査司書	主査司書	主任司書 センター長	紀南図書館長	副 館 長		
		近代美術館							副 館 長		
		博 物 館							副 館 長 教育企画員		
		紀伊風土記の丘							副 館 長		
自然博物館							副 館 長				
県立学校						※事務長 事務長補佐					

警察	共通				主任					
	本部	※保健師 ※航空整備士				調査官 隊長補佐 校長補佐 師範	※監察官 管理官 次席 所長 副所長 室長 場長 センター長 首席師範	理事官	参事官	
地方機関	警察署						会計官			
選挙管理委員会	本庁						事務局長 事務局次長			
	地方機関	分局					分局長 分局長代理			
監査委員						調査員	総括調査員			
労働委員会								事務局次長		
海区漁業調整委員会							事務局長			

イ 研究職給料表級別職務分類表

組織		職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事	地方機関	共通			総括主任 研究員	企画員
		工業技術センター			課長	副所長
		農業試験場				副場長
		農業試験場 暖地園芸センター			副所長	
		果樹試験場				副場長
		果樹試験場 かき・もも 研究所			副所長	
		果樹試験場 うめ研究所			副所長	
		畜産試験場			副場長	
		畜産試験場 養鶏研究所			副所長	
		林業試験場				副場長

		水産試験場				副 場 長
教育委員会	地方機関	近代美術館			学芸課長 教育普及課長	
		博 物 館			学芸課長	
		紀伊風土記の丘			学芸課長	
		自然博物館			学芸課長	
警察	本 部		研究員主任	専門研究員	副 所 長	

別表第1オの表を次のように改める。

オ 医療職給料表 (3) 級別職務分類表

組織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
知事	地方機関	高等看護学院					教務主任	教務主幹
		こころの医療センター					科 長	
		なぎ看護学校					教務主任	企 画 員 副学校長

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第19号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支給区分		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職	
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種		
組 織	知 事	本 庁	理 事	監察査察監	知 事 室 長	知事室次長	課 長	旅券事務長	副 課 長	
			危機管理監	参 事	局 長	行政改革担当参事	企 画 員 (政策審議課及び医務課に置き、本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	企 画 員	副 室 長	
			部 長	技 監	広域連携担当参事	情報政策担当参事	室 長	総括審議員	総括監察査察員	
			会計管理者	国際担当参事		生活安全参事				
			参 事 (関西広域	紀の国わか					主 幹	

		連合に派遣される者に限る。)	やま文化祭担当参事		食品安全参事 労働政策参事 参 事			分 室 長 総括検査員	
地方 機 関	共 通						企 画 員	総括専門員 総括研究員 主 幹	
	振 興 局		局 長 参 事 (那賀振興局に置く医療職給料表(I)を適用される者に限る。)	局 長	参 事	部 長 (伊都振興局健康福祉部、有田振興局地域振興部及び西牟婁振興局地域振興部の長に限る。)	部 長 副 参 事 支 所 長 海南工事事務所長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長	副 部 長 支 所 次 長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所次長	
	東京事務所		参 事	所 長 参 事		所 長 代 理		企業誘致統括員	
	県税事務所				所 長			次 長	
	消 防 学 校						校 長	副 校 長	
	防災航空センター						所 長		
	文 書 館						館 長	次 長	
	環境衛生研究センター					所 長		次 長 部 長	
	鳥獣保護センター						所 長		
	南紀熊野ジオパークセンター							事 務 長	
消費生活センター					所 長				

男女共同参画センター			参事	所長				
動物愛護センター						所長		
子ども・女性・障害者相談センター				所長 参事			次長	
紀南児童相談所						所長	次長 分室長	
仙溪学園						園長	次長	
精神保健福祉センター						所長		
保健所						所長 支所長	次長 支所次長	
高等看護学院			学院長	副学院長		事務長	教務主幹	
なぎ看護学校						学校長	副校長	
こころの医療センター			院長	事務局長			副院長 事務局次長 部長 看護副部長	
難病・子ども保健相談支援センター						所長		
公営競技事務所						所長	次長	
和歌山産業技術専門学院						学院長	副学院長	
田辺産業技術専門学院						学院長	副学院長	
工業技術センター		所長					副所長 部長	

	世界遺産センター				所 長			事 務 長	
	農業試験場						場 長	副 場 長	
	農業試験場 暖地園芸センター						所 長		
	果樹試験場						場 長	副 場 長	
	果樹試験場 かき・もも 研究所						所 長		
	果樹試験場 うめ研究所						所 長		
	畜産試験場						場 長		
	畜産試験場 養鶏研究所						所 長		
	林業試験場						場 長	副 場 長	
	水産試験場						場 長	副 場 長	
	農林大学校						校 長 所 長	副 校 長 教 授 林業研修部長	
	農作物病害 虫防除所							所 長	
	家畜保健衛 生所						所 長		
	和歌山下津 港湾事務所						所 長	次 長	
県	議 会	事 務 局 長		事 務 局 次 長		課 長	秘 書 広 報 室 長	副 課 長 総 括 調 査 員	
教育委員会	本 庁			教 育 企 画 監 局 長	参 事	課 長	室 長 教 育 企 画 員	副 課 長 主 幹	
	地 方 機 関	教 育 事 務 所					所 長	副 所 長	

	教育センター 一学びの丘					所 長	副 所 長 教育企画員	
	図 書 館			副 館 長			紀南図書館 長	
	近代美術館			副 館 長			主 幹	
	博 物 館					副 館 長	主 幹 教育企画員	
	紀伊風土記 の丘					副 館 長		
	自然博物館					副 館 長		
	県立学校						事 務 長	事 務 長
警 察	本 部			参 事 官		課 長 監 察 官	室 長 センター長 (運転免許 課に置くも のを除く。)	次 席 副 所 長
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁					事 務 局 長		事 務 局 次 長
	地 方 機 関 分 局						分 局 長	
監 査 委 員	事 務 局 長					課 長	副 課 長 総括調査員	
人 事 委 員 会	事 務 局 長					課 長	副 課 長	
労 働 委 員 会	事 務 局 長			事 務 局 次 長		課 長	副 課 長	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会							事 務 局 長	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)			
機関	職		機関	職		
略	略		略	略		
知事 部局	本庁	理事 危機管理監 監 察査察監 知事室長 部長 参事 国際担当 参事 技監 会計管理 者 知事室次長 局長 広域連携担当参事 監察査察参事 行政改 革担当参事 情報政策 担当参事 紀の国わか やま文化祭担当参事 生活安全参事 食品安 全参事 労働政策参事 課長 (人事、労務を 担当する課長相当職を 含む。) 室長 (人事 、労務を担当する者に 限る。) 副課長 総 括審議員 総括監察査 察員 旅券事務長 分 室長 監察査察員 改 革推進員 総括課長補 佐、課長補佐、班長、 主任及び主査 (秘書課 、人事課 (職員厚生室 を除く。)、監察査察 課及び行政改革課に置 くものに限る。) 副 主査及び主事 (人事課 (人材育成班を除く。))、監察査察課又は行 政改革課において人事 若しくは給与の企画又 は考査に関する事務を 行う者に限る。)	知事 部局	本庁	理事 危機管理監 監 察査察監 知事室長 部長 参事 国際担当 参事 技監 会計管理 者 知事室次長 局長 監察査察参事 行政 改革担当参事 情報政 策担当参事 紀の国わか やま文化祭担当参事 生活安全参事 食品安 全参事 労働政策参事 課長 (人事、労務を 担当する課長相当職 を含む。) 室長 (人 事、労務を担当する者 に限る。) 副課長 総括審議員 総括監察 査察員 旅券事務長 分室長 監察査察員 改革推進員 総括課長 補佐、課長補佐、班長 、主任及び主査 (秘書 課、人事課 (職員厚生 室を除く。)、監察査 察課及び行政改革課に 置くものに限る。) 副 主査及び主事 (人事課 (人材育成班を除く。))、監察査察課又は 行政改革課において人 事若しくは給与の企画 又は考査に関する事務 を行う者に限る。)	
	地方 機関	略	略	地方 機関	略	略
		東京事務 所	所長 <u>所長代理 (人事、 労務について所長を補佐 する者に限る。)</u>		東京事務 所	所長 <u>次長</u>
	略			略		
教育 委員会	略	略	教育 委員会	略	略	
	地方 機関	略	地方 機関	略	略	
		近代美術 館	副館長 主幹		近代美術 館	副館長
		博物館	副館長 主幹 教育企画 員		博物館	副館長 主幹
	略	略		略	略	

略	自然博物館	副館長	略	略	略
	略	略			
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第21号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（平成29年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(管理職員等の範囲) 第2条 事務委託団体の管理職員等は、別表第1から別表第48までの左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を占める者とする。</p> <p>別表第1（第2条関係） 紀美野町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>参事 教育次長 課長 主幹 指導主事 課長補佐</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>別表第5（第2条関係） 由良町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>参事 会計管理者 課長 副課長 課長補佐 室長 企画員</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>参事 課長 副課長 課長補佐 企画員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	機関	職	略	略	教育委員会事務局	参事 教育次長 課長 主幹 指導主事 課長補佐	略	略	機関	職	略	略	町長部局	参事 会計管理者 課長 副課長 課長補佐 室長 企画員	教育委員会事務局	参事 課長 副課長 課長補佐 企画員	略	略	<p>(管理職員等の範囲) 第2条 事務委託団体の管理職員等は、別表第1から別表第46までの左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を占める者とする。</p> <p>別表第1（第2条関係） 紀美野町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育次長 課長 室長 主幹 指導主事 課長補佐 室長補佐</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>別表第5（第2条関係） 由良町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>参事 会計管理者 課長 副課長 課長補佐 班長 企画員</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>参事 課長 副課長 課長補佐 班長 企画員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	機関	職	略	略	教育委員会事務局	教育次長 課長 室長 主幹 指導主事 課長補佐 室長補佐	略	略	機関	職	略	略	町長部局	参事 会計管理者 課長 副課長 課長補佐 班長 企画員	教育委員会事務局	参事 課長 副課長 課長補佐 班長 企画員	略	略
機関	職																																				
略	略																																				
教育委員会事務局	参事 教育次長 課長 主幹 指導主事 課長補佐																																				
略	略																																				
機関	職																																				
略	略																																				
町長部局	参事 会計管理者 課長 副課長 課長補佐 室長 企画員																																				
教育委員会事務局	参事 課長 副課長 課長補佐 企画員																																				
略	略																																				
機関	職																																				
略	略																																				
教育委員会事務局	教育次長 課長 室長 主幹 指導主事 課長補佐 室長補佐																																				
略	略																																				
機関	職																																				
略	略																																				
町長部局	参事 会計管理者 課長 副課長 課長補佐 班長 企画員																																				
教育委員会事務局	参事 課長 副課長 課長補佐 班長 企画員																																				
略	略																																				

別表第7 (第2条関係)
みなべ町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育次長 課長 室長 副課長 主幹
略	

別表第8 (第2条関係)
日高川町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 専門員 保健専門員 社 会福祉専門員 介護支援 専門員
教育委員会事務局	課長 副課長 専門員 学校司書専門員
略	

別表第9 (第2条関係)
白浜町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	会計管理者 課長 副課 長 行政改革室長 債権 管理回収室長 幼児対策 室長 地域包括支援セン ター長
略	

別表第10 (第2条関係)
上富田町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	事務局長 副局長
町長部局	会計管理者 課長 副課 長
教育委員会事務局	事務局長 副局長
略	

別表第11 (第2条関係)
すさみ町の管理職員等の範囲

別表第7 (第2条関係)
みなべ町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
教育委員会事務局	課長 室長 副課長 主 幹
略	

別表第8 (第2条関係)
日高川町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 専門員 保健専門員
教育委員会事務局	課長 副課長 専門員
略	

別表第9 (第2条関係)
白浜町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	会計管理者 課長 副課 長 危機管理室長 行政 改革室長 債権管理回収 室長 幼児対策室長 地 域包括支援センター長 特別定額給付金室長
略	

別表第10 (第2条関係)
上富田町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	局長 企画員
町長部局	会計管理者 課長 企画 員
教育委員会事務局	課長 企画員
略	

別表第11 (第2条関係)
すさみ町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
教育委員会事務局	参事 教育次長 課長 社会教育主幹 副課長
略	
保育所	所長 副所長
略	
公民館	館長 副館長

別表第14 (第2条関係)
古座川町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	会計管理者 参事 課長 室長 主幹 副課長 副室長 次長 検査員 専門員
略	

別表第20 略

別表第21 (第2条関係)
御坊市日高川町中学校組合の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	事務局長
組合長部局	会計管理者 課長
教育委員会事務局	課長
中学校	校長 教頭

別表第22～別表第38 略

別表第39 (第2条関係)
有田周辺広域圏事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 局長 次長 主幹
環境センター	場長 副場長
クリーンセンター	所長 副所長
介護認定審査会	事務長
障害認定審査会	事務長
新ごみ処理施設建設準備室	室長

機関	職
略	
教育委員会事務局	参事 教育次長 課長 社会教育主幹
略	
保育所	所長
略	
公民館	館長

別表第14 (第2条関係)
古座川町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	会計管理者 参事 課長 室長 主幹 副課長 副室長 次長
略	

別表第20 略

別表第21～別表第37 略

別表第40～別表第48 略

別表第38～別表第46 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。